

教育・保育施設利用のしおり

1. 教育・保育給付認定について

「子ども・子育て支援新制度」により、教育・保育施設の利用を希望される方は、利用の申込みと同時に給付認定を受けていただくことになります。申請内容をもとに、保育の必要性に応じて3つの認定区分に市が認定し、支給認定証を交付します。

また、すでに認定を受けている2号・3号の方は、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることの確認のため、毎年「現況届」を提出していただきます。

(1) 給付認定の区分

給付認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
1号認定 (教育標準時間認定)	教育を希望する 満3歳以上の就学前の子ども	認定こども園(教育部分)
2号認定 (保育認定)	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする 満3歳以上の就学前の子ども	保育所 認定こども園(保育部分)
3号認定 (保育認定)	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする 満3歳未満の子ども	保育所 認定こども園(保育部分) 地域型保育

※1号の教育・保育給付認定有効期間は、小学校就学前までです。また、利用時間は、朝から昼過ぎ頃までのおおむね4時間となります。2号・3号の教育・保育給付認定有効期間および利用時間については、保育を必要とする事由により異なりますので、次頁をご確認ください。

※2号認定に該当する場合でも、保護者が希望すれば、認定こども園(教育部分)を利用することができます。

(2) 保育を必要とする事由(2号・3号認定)

保育所または認定こども園(保育部分)、地域型保育の利用を希望される場合は、保護者が次のいずれかの事由に該当することが必要となります。

No.	保育を必要とする事由	基準等
1	就労	一月あたり48時間以上の労働を常態としていること。※
2	妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと。
3	保護者の疾病・障がい	疾病や精神もしくは身体に障害を有していること。
4	親族の介護・看護	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護または看護していること。
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6	求職活動(起業準備を含む)	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。
7	就学等	学校等に在学していること。 公共職業能力開発施設等において職業訓練を受けていること。
8	児童虐待やDVのおそれ	公的機関に相談等を行っていること。
9	育児休業	育児休業取得時に、すでに保育施設を利用しているきょうだいがいて、引き続き保育施設を利用することが必要であること。
10	その他	上記に類するものとして、市が認める場合であること。

※2号・3号の保育認定を受けられるのは、一月あたりの就労時間が48時間以上の場合です。48時間未満の方は、「一時預かり」や「地域子育て支援拠点」などの地域子育て支援事業をご利用ください。

(3) 保育の必要量および給付認定の有効期間（2号・3号給付認定）

2号・3号給付認定の方は、保護者の就労状況等に応じて保育の必要量（保育施設の利用時間）を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分します。また、給付認定の有効期間についても、認定区分等により異なります。

1日あたりの保育必要量（利用時間）

保育標準時間認定 ⇒ 最長11時間

保育短時間認定 ⇒ 最長8時間

（※利用できる時間帯は保育施設により異なる場合があります。）

No.	保育を必要とする事由	保育必要量	有効期間
1	就労 （月120時間以上）	保育標準時間	2号認定：小学校就学前まで 3号認定：3歳の誕生日の前々日まで
	就労 （月48時間以上120時間未満）	保育短時間	2号認定：小学校就学前まで 3号認定：3歳の誕生日の前々日まで
2	妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日8週前の月初日から、出産後8週間経過日の翌日が属する月の末日まで ※1
3	疾病・障がい	保育標準時間	2号認定：小学校就学前まで 3号認定：3歳の誕生日の前々日まで （ただし、診断書の療養期間等有期の場合は、いずれか短い期間）
4	親族の介護・看護	保育標準時間	2号認定：小学校就学前まで 3号認定：3歳の誕生日の前々日まで （ただし、診断書の療養期間等有期の場合は、いずれか短い期間）
5	災害復旧	保育標準時間	2号認定：小学校就学前まで 3号認定：3歳の誕生日の前々日まで
6	求職活動（起業準備を含む）※2	保育短時間	90日を経過する日が属する月の末日まで※1
7	就学等（各種習い事は含まない）	保育標準時間	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで ※1
8	児童虐待やDVのおそれ	保育標準時間	2号認定：小学校就学前まで 3号認定：3歳の誕生日の前々日まで
9	育児休業	保育短時間	育児休業の終了日まで※1

※1 2号認定の場合は小学校就学前までの期間、3号認定の場合は3歳の誕生日の前々日までの期間と比較し、いずれか短い期間となります。

※2 求職活動については、有効期間内に就労証明書等の提出がないと期間終了後の施設利用ができない場合があります。

(4) 給付認定の変更申請、申請内容の変更届について

認定後、給付認定の内容および申請の内容に変更がある場合には、変更申請または変更届の提出が必要です。

なお、変更内容によって、保育の必要量（利用時間）や利用者負担額（保育料）、有効期間が変わる場合があります。

- 住所、連絡先等が変わった場合
- 世帯状況が変わった場合
- 保育を必要とする事由が変わった場合
- 就労状況が変わった場合
- 産前・産後休暇、育児休業を取得する場合、または職場復帰をする場合 など

2. 利用者負担額について

- ・利用者負担額〈保育料〉は、父母の市町村民税額の合計額に応じてご負担いただきます。
- ・年度途中で3歳に到達し、3号認定から2号認定に切り替わったとしても、その年度末までは3歳未満児の保育料となります。

【1号・2号認定】(3歳以上児)	無 償
------------------	-----

【2号・3号認定】(3歳未満児)			保育料(月額)		補助割合	
階層区分			保育標準時間	保育短時間	① すこやか	② ひとり親等
第1階層	A	生活保護世帯	0円	0円		
第2階層	B1	非課税世帯(ひとり親世帯等)	0円	0円	対象外	対象外
	B2	非課税世帯	0円	0円		
第3-1階層	C11	均等割課税世帯(ひとり親世帯等)	6,300円	6,100円	1/2	全額
	C12	均等割課税世帯	13,100円	12,800円		
第3-2階層	C21	所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯等)	6,300円	6,100円		
	C22	所得割課税額 48,600円未満	17,100円	16,800円		
第4-1階層	D1-A	所得割課税額 60,700円未満 (ひとり親世帯等)	6,300円	6,100円		
	D1-B	所得割課税額 60,700円未満	19,200円	18,800円		
第4-2階層	D2-A	所得割課税額 72,800円未満 (ひとり親世帯等)	6,300円	6,100円		
	D2-B	所得割課税額 72,800円未満	21,300円	20,900円		
第4-3階層	D3-A	所得割課税額 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	6,300円	6,100円		
	D3-B	所得割課税額 84,900円未満	23,400円	23,000円		
第4-4階層	D4	所得割課税額 97,000円未満	25,200円	24,700円		1/2
第5-1階層	D5	所得割課税額 115,000円未満	28,300円	27,800円		
第5-2階層	D6	所得割課税額 133,000円未満	31,100円	30,500円		
第5-3階層	D7	所得割課税額 151,000円未満	33,900円	33,300円		
第5-4階層	D8	所得割課税額 169,000円未満	36,400円	35,700円		
第6-1階層	D9	所得割課税額 213,000円未満	40,700円	40,000円		
第6-2階層	D10	所得割課税額 257,000円未満	45,000円	44,200円		
第6-3階層	D11	所得割課税額 301,000円未満	49,100円	48,200円		
第7階層	D12	所得割課税額 397,000円未満	59,000円	57,900円	対象外	
第8階層	D13	所得割課税額 397,000円以上	72,800円	71,500円		

- ◆市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯、障がい者世帯等については、保育料が減額されます。
- ◆保育料の算定は、父母の市町村民税額の合計額で行います。(祖父母等の場合もあります。)
- ◆市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除等は適用されません。
- ◆2号・3号認定で、地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育など)を利用する場合も保育料は同じです。

※国、県の制度変更等に伴い、保育料基準額及び保育料助成事業の内容が変更になる場合があります。

3. 保育料の軽減について

- ◆階層に応じて、「すこやか子育て支援制度」等により補助が受けられます。
- ◆保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、保育料の軽減が受けられます。
- ◆大仙市では令和4年9月から2歳児(年度中に3歳になる年齢)の保育料を無償化しました。

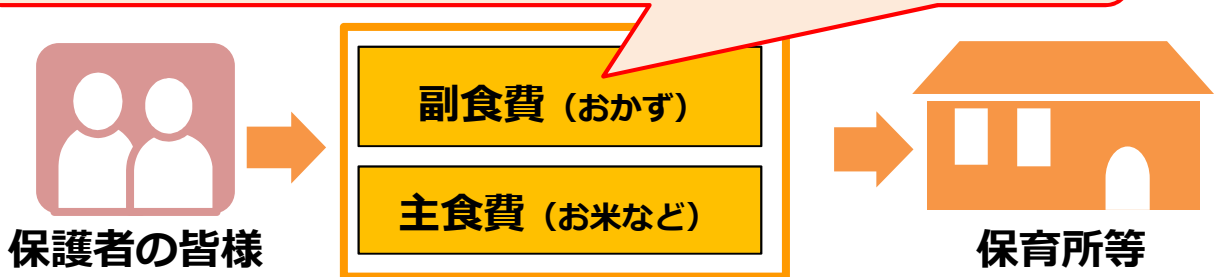
【重要】毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

- ・4月～8月分の保育料 前年度(令和5年度)の市町村民税額で算定
- ・9月～3月分の保育料 当年度(令和6年度)の市町村民税額で算定

4. 保育所等の給食費のうち「おかず」にかかる費用(副食費)について

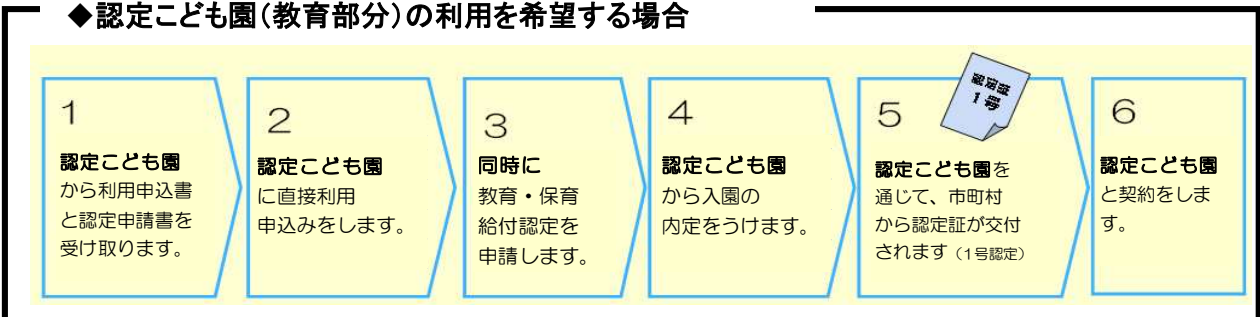
市では県と共同で実施する「すこやか子育て支援制度」により副食費を無償化しました。

- ・主食分は現物を持参又は実費負担となります。
- ・副食費(おかず代)は4,700円を上限に無償化となります。
※4,700円を超える額については、実費負担となります。

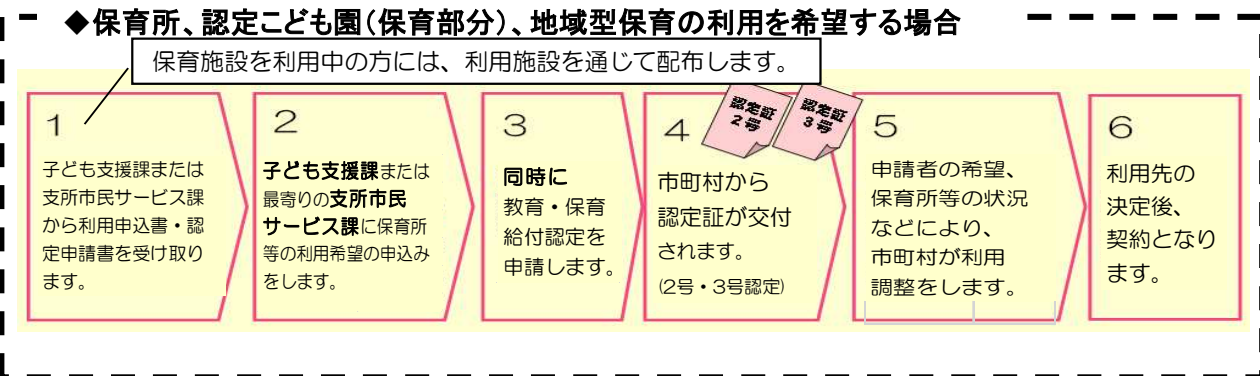


5. 利用申込の流れについて

◆認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合



◆保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育の利用を希望する場合



◆ 問い合わせ先 ◆

大仙市健康福祉部子ども支援課

TEL 0187-63-1111(内線102、103、128)

ホームページ: <http://www.city.daisen.lg.jp/>

